

<報道発表資料>

令和 8 年 9 月 1 0 日

京都市会計室

指定金融機関会計窓口の公金取扱時間変更について

近年、指定金融機関会計窓口（以下、「会計窓口」という。）における公金収納件数が減少傾向にあることを踏まえ、会計窓口の公金取扱時間を以下のとおり変更します。

● 変更内容

	現 行	変更後（令和 8 年 10 月 1 日～）
市 役 所	午前 9 時 ～ 午後 4 時	午前 9 時 ～ 午後 3 時
区役所・支所	午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時	

● 変更日

令和 8 年 10 月 1 日(木)

● 午後 3 時以降の公金の取扱について

午後 3 時以降に来所される方につきましては、翌営業日以降の取扱時間内に、各金融機関の窓口や会計窓口でお支払いいただきますようお願いします。

なお、一部の納付書については、コンビニエンスストアでの納付や各種キャッシュレス納付が御利用可能です。

<お問合せ先>

京都市会計室

電話：0 7 5 - 2 2 2 - 3 6 8 7